

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

- 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの概要は次のとおりです。

1 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）

事業者（法人）の名称 代表者（職名・氏名）	社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議 会長 高橋 敏郎
事業所名	柏崎市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
事業所の所在地	柏崎市扇町 3－37
電話番号	0257-41-4825
市指定年月日 事業所番号	平成 11年 7月 30日 番 号 （ 1570500023 ）
管 理 者	高橋 恵子
通常の事業の実施地域	柏崎市、刈羽村
職員体制等	主任介護支援専門員：1名以上 介護支援専門員：5名以上
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時15分

2 地域包括支援センター（以下「センター」という。）

事業者（法人）の名称 代表者（職名・氏名）	
センター名	
事業所の所在地	
電話番号	
市指定年月日 事業所番号	
管 理 者	
通常の事業の実施地域	
職員体制等	
サービス提供時間	

● あなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1 提供するサービスの内容

あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメント」という。）を提供します。

「ケアマネジメント」とは、介護保険法に定める介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス（以下「介護予防サービス等」という。）を提供するに先立って、これらの介護予防サービス等を提供するための計画書（以下「ケアプラン」という。）を作成し、このケアプランにしたがって、現実に適切かつ滞りなく介護予防サービス等が提供できるよう、サービス提供事業者等との連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

具体的には、次にあげる業務を行います。

〔業務の概要〕

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- (2) (1)で調査した結果と、あなた自身やあなたのご家族の希望を踏まえ、あなたに介護予防サービス等を適切に提供するためのケアプランをお作りします。
- (3) 介護予防サービス等の提供の状況や、あなたの心身の状態やあなたのご家族の環境について、ケアプラン作成後も、継続的に把握・管理します。
- (4) あなたの要介護・要支援認定の申請についてお手伝いします。
- (5) サービス提供事業者等についての相談・苦情の窓口となり、問題を解決します。

なお、ケアマネジメントをあなたに提供するに当たっては、事業所及びセンターとして次の事項を守ります。

〔業務取り扱い方針〕

- (1) あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、あなた自身の選択に基づいて適切な介護予防サービス等が、サービス提供事業者等から総合的・効率的に提供されるように努力します。また、医療との連携を密にすることを原則とします。
- (2) ケアマネジメントの提供に当たっては、あなたの意思と人格を尊重することにより、常に、利用者の立場に立つとともに、特定のサービス提供事業者等に偏ることなく、公正中立を原則とします。
- (3) ケアマネジメントは、あなたの心身の状態がよりよくなるようにする（自立の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供します。
- (4) ケアマネジメントがあなたの生活の全体的な支援となるよう、ケアプラン作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービス提供事業者等と連絡を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握するとともに、あなたの心身の状況の変化に応じて臨機応変にケアプランの見直しを行うこととします。

- (5) あなたからケアプランの実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、ケアマネジメントの記録や課題分析における目標達成状況、ケアプランに位置付けたサービス提供事業者等の選定理由、今までにお支払いいただいた利用料金の内訳などについてご説明いたします。
- (6) ケアマネジメントの提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受けとめ常に事業所及びセンターとして資質の向上に努めます。

2 事業所及びセンターの担当者

あなたの担当者等は次のとおりです。

(1) 居宅介護支援事業所

事業所名	柏崎市社会福祉居宅介護支援事業所
担当者	
連絡先	0257-41-4825

(2) 地域包括支援センター

センター名	
担当者	
連絡先	

3 キャンセル

あなたが、ケアマネジメントの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが、事前に担当者までご連絡ください。

あなたが、このケアマネジメントの利用をキャンセルしてもキャンセル料はいただきません。ただし、介護予防サービス等をキャンセルしようとするときは別にキャンセル料を徴収される場合があります。詳しくは、担当者にお尋ねください。

4 苦情処理

- (1) あなたが、提供された介護予防サービス等に関して苦情があるときは、次の苦情相談窓口にご連絡ください。

(苦情相談窓口)

柏崎市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	電話番号：0257-41-4825 受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで (土曜・日曜・祝日・12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
---------------------	--

柏崎市 地域 包括支援センター	電話番号：0257－ － 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜・日曜・祝日・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。)
--------------------	---

(介護保険サービス等全般の苦情について)

柏崎市役所福祉 保健部介護高齢課	電話番号：0257-23-5111 (代表) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土曜・日曜・祝日・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。)
新潟県国民健康 保険団体連合会	電話番号：025-285-3022 受付時間：月曜から金曜 (祝日を除く) 9：00～17：00

- (2) 提供した介護予防サービス等についてあなたから苦情相談があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、あなたが苦情を相談したことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- (3) 苦情の相談があった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
 - ① あなたや従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。
 - ② あなたに対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

5 事故発生時の対応

- (1) あなたに対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにあなたの家族及び柏崎市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) あなたに対するサービスの提供において発生した事故等により損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所及びセンターの故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

6 サービス利用にあたっての留意点

- (1) 作成したケアプランにないサービスを利用する場合や、作成したケアプランに盛り込んだ介護予防サービス等を利用しない場合は、あなたの負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡ください。
- (2) 提供する介護予防サービス等だけでなく、他のサービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。
- (3) 作成したケアプランどおりに介護予防等サービスが提供されるには、あなた自身のご協力が欠かせません。他のサービス提供事業者等からの説明や注意には、十分にご理解とご協力をお願いします。
- (4) 事業所及びセンターに対して、特定のサービス提供事業者等だけではなく、複数の事業者等を紹介するように求めることができます。

- (5) あなたが医療サービスの利用を希望する場合、その他必要な場合には、あなたの同意を得た上で、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従います。また、あなたの同意を得た上で、その主治医等に対しケアプランを交付します。
- (6) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「2. 事業所及びセンターの担当者」に記載の担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。